

神奈川県議会議員

たかはし
栄一郎
 かながわ自民党
 子育て議員の
 県政レポート

発行所

たかはし栄一郎事務所

横浜市保土ヶ谷区川辺町6星川プラザマンション1F

電話:045-337-1234 <http://takahashi.eco.to>

新型コロナウイルスが世界中で発症し、日本国内でも日々状況が変化するなか、皆様方には正確な情報を基に冷静な行動を頂きたいと願っています。県や市のホームページでも情報を発信していますのでご覧下さい。県では平成11年神奈川県感染症予防計画を策定し4回の改定を行いました。現在は横浜市立市民病院が第1種感染症指定医療機関に指定され、それ以外の県内感染症指定病院と連携して対応に当たっています。今回はクルーズ船で多くの罹患者が生じてしまいましたが、横浜市では最大7隻のクルーズ船が同時着岸できる様な港湾整備を進め、インバウンド(訪日旅行)戦略にも対応してきました。また、羽田空港と川崎市を結ぶ羽田連絡道路の建設も進んでいます。県が設置したヘルスイノベーションスクール(公衆衛生大学院)や、職員を派遣しているWHOとも連携して感染症対策を更に進める必要があると考えています。

今回は代表質問に登壇した際の、知事との質疑をご報告させていただきます。

在宅医療における医科歯科連携について

歯や口腔の状態は全身の健康とも密接に関係していて、高齢化が急速に進む中、いつまでも元気で安心して暮らしていけるよう「歯や口腔の機能維持」の重要性が高まっています。これは、高齢者が介護を必要とする「要介護状態」となっても同様で、医療機関への通院が難しい高齢者等に対する在宅医療と訪問歯科診療のニーズは高まっており、医師と歯科医師がより密接に連携していくことが必要です。



例えば、在宅医療のかかりつけ医師と歯科医師が連携し、食べ物を噛む「咀嚼(そしゃく)」、呑み込む「嚥下(えんげ)」の機能を歯科医師が中心となって回復させることにより、食事がしっかりとでき体力の回復に繋がるとともに、誤嚥性肺炎等も防止することができます。

こうした体制づくりを県は広域自治体として広い視野をもって、この在宅歯科医療の体制づくりを進めるとともに、在宅医療の分野においても医科と歯科がより密接に連携できるよう、取り組みを支援していくべきと考えます。

そこで、超高齢化の進展を踏まえ、今後一層必要となる、在宅医療分野における医科歯科連携の推進に対し、県としてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を問いました。

《嚥下(えんげ)内視鏡検査による嚥下機能評価について》

高齢者や要介護者における嚥下機能評価の手法の一つに、嚥下内視鏡検査があります。従来は耳鼻咽喉科医による検査の実施が主流でしたが、口腔・咽頭・喉頭等の診察とあわせて、嚥下医療の専門知識を持った歯科医師による検査を充実させていこうという動きが始まっています。

これにより、在宅医療の現場などでも医師と歯科医師が連携して、歯・口腔・全身の健康維持に向けて取り組むことが期待されています。

知事からは、「歯と口腔の健康は、食を通じた未病改善を図る上で大変重要。高齢で介護や訪問診療が必要な状態となっても、自分の口でしっかり食べることができれば、全身の健康や生活の質の維持につながることから、在宅医療には医師だけでなく歯科医師も積極的にかかわる必要がある。県歯科医師会の協力の下、多様な職種を対象に実践的な研修を行っており、これまでに歯科関係者を含む延べ7,000人以上が参加している。また、在宅での歯科診療を推進する拠点として県歯科医師会等と連携し、『在宅歯科医療地域連携室』を県内25か所に設置し、県民に訪問歯科診療所の紹介などを行っている。今後は、連携室を中心に医師と歯科医師が患者情報を相互共有するなど、医科歯科の連携充実に向け医療関係者や市町村と連携し、取り組んでいく。」と答弁がありました。



多胎育児家庭に対する支援について

子どもを産み育てるということは、たくさんの喜びや幸せを感じると同時に、大きな責任や不安、様々な負担や制限をかけられることがあります。私も二人の子どもがいますが、子どもがいるから出会えた方や経験など、親になり、いろいろなものを子どもからもらっています。

一方で「マタニティブルー」や「産後うつ」、「ワンオペ育児」という言葉に象徴されるように、特に乳幼児期の子育ては慣れない中で不安・困難を伴うことも多く、子どもを望む家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう多様な支援を行う必要があると感じています。

親子間の児童虐待事案は、残念ながら増加傾向にあり2019年は過去最多となりました。

近年、不妊治療などによる妊娠出産件数の増加を背景に双子や三つ子など、いわゆる多胎児の出産も増えています。多胎妊婦はハイリスク妊婦として医療により健康管理が行われていますが、多胎育児に対し具体的な育児支援は少ないと思います。

新生児の授乳回数は8～12回と言われ、双子ならその倍、三つ子なら3倍の回数の授乳が必要となります。食事や入浴はおろか睡眠時間も少なく、毎日の精神状態をリセットする暇なく育児に追われることで、精神的に追い詰められていくことも多く、また、双子用のベビーカーでバスの乗車を拒否された、双子用のベビーカーがタクシーのトランクに入らないなど、外出や移動に困難な状況が生じているとも聞いています。

つらい経験から外出しなくなると、社会とつながれず、母親らは物理的、精神的に孤立してしまう傾向があるとされていますし、医療機関への交通手段が限られると、子どもから治療の機会を奪う恐れもあります。多胎育児家庭の虐待死も単胎育児家庭と比べ2.5倍～4倍と指摘されています。

「1人育てるより大変ですが、可愛さや愛しさは2倍ではなく2乗です」と話してくださった保護者の方もいらっしゃいます。そういった気持ちを全ての多胎育児世帯に実感してもらい、

子どもたちもこの神奈川で健やかに育っていけるような支援が必要です。

そこで、単胎育児世帯に比べ様々な課題を抱えると考えられる多胎育児世帯に対し、県として育児施策を行う市町村に対し、どの様にリーダーシップを発揮し支援するのか、知事の見解を問いました。



知事からは「双子や三つ子などの『多胎児』を育てる家庭では、同時に二人以上の妊娠・出産、育児をすることに伴う身体的・精神的な負担や外出の難しさによる社会からの孤立など、多胎児ならではの困難さがあるといわれており、多胎妊婦、多胎児家庭の支援を行う市町村では、妊婦や乳幼児の健診、新生児訪問や子育て相談などに加え、妊娠中からの手厚いフォローや多胎児家族の交流の場づくりなどに取り組んできた。国では来年度から市町村へ補助を行い、多胎児家庭の孤立防止と育児の軽減を図ると聞いている。県としても、市町村との会議等を通じ多胎児家庭への支援の必要性や国の支援事業の活用について働きかけていく他、市町村の保健師などを対象とした研修等で先進自治体の事例を共有し、取り組みの充実を促していく。」との答弁がありました。

しかしながら現在、県内の多胎児家庭の実数や全乳幼児における割合などは分かっていません。多胎育児家庭になるということは、妊娠時期からわかっていることだと思います。非常に残念なことです。所管部局もきちんと定まらない中で、医療機関と育児、福祉、介護など各行政機関の連携が取れていない現状は、早急に改善すべきです。自分の時間もない、外出もままならない中で、登録や申請を行わないと支援が受けられないのでは、本当に必要なところに光が行き届いていないように思います。行政側から継続してアプローチする制度の提案などを具体的に進める必要があります。

なによりも「現状を知らない」ということは、取り組みスピードを遅らせる大きな要因となります。知事には、まず率先して当事者の声を聴いていただき、柔軟な取り組みをしていくことを強く要望しました。

緩和ケアの推進について



緩和ケアとは、がん等の生命を脅かす病気に罹患した患者さんやご家族に対し、診断された早い段階から、からだの苦痛やこころの悩みを和らげ、生活の質(クオリティー・オブ・ライフ)の向上を図るものです。患者さんが苦痛なく療養生活を送るためには、入院、外来、在宅等の診療の場や時期を問わず、切れ目なく緩和ケアを提供できる体制であることが必要です。

現在、緩和ケア提供体制の整備については、県内に30施設ある「がん診療連携拠点病院」等が中心となって進められており、医師、看護師、薬剤師などの多くの職種がメンバーとなる「緩和ケアチーム」の設置や、緩和ケア専門外来の実施、地域の医療機関との連携などが進められています。

人材育成に関しても、がん診療に携わる医療従事者が備えておくべき緩和ケアの基本的な知識、技能を習得し、実践できることを目的とした「緩和ケア研修会」を定期的開催しています。しかし、県内30施設のがん診療連携拠点病院に勤務する緩和ケアを専門とする医師「緩和医療専門医」が6名しかおらず、より高度な緩和ケアを提供するため、県としても専門人材育成に力をいれていくべきと考えます。

緩和ケアの推進や人材育成について、県として今後どのように取り組むのか、知事に質問しました。

たかはし 栄一郎 県政報告会開催中!

ご近所やお友達など少人数で集まって、お茶を飲みながら高橋栄一郎とお話しませんか?



県での出来事などもお話しさせていただきながら、皆様のご要望にお応えできればと思います。ぜひ皆さんのお話を聞かせてください。5人程度からでも伺います。機会を設けてくださる方は事務所までぜひご連絡ください♪



知事からは「緩和ケアはかつては終末期のがん患者を主な対象としていたが、現在はがんと診断された時から身体的、精神的苦痛などを受け止め、迅速かつ適切に症状を和らげるもの。そのため県では、がん対策推進計画において『がんと診断された時からの緩和ケアの推進』を重点施策に掲げて取り組んできた。具体的には、緩和ケア病棟のない二次保健医療圏を中心に、病棟を開設する病院を支援した結果、来年度中にはすべての医療圏で緩和ケア病棟を整備できる予定。また、がん診療連携拠点病院では研修会を毎年開催し、人材育成にも取り組んでいる。さらに本県独自の取り組みとして、拠点病院がお互いの緩和ケアの提供体制を評価する「ピアレビュー」を定期的実施し、質の向上を図っている。緩和ケアは何といても現場で対応できる人材の育成が重要であり、引き続き研修の受講を幅広く働きかけ、緩和ケアを提供する医療従事者のスキルアップを図っていくとともに、より高度な緩和ケアを提供するために、緩和ケアを専門とする医師の確保について、県と拠点病院が参加する「緩和ケア部会」において、検討を進めていく。」という答弁がありました。

< その他の質問項目一覧 >

- 法人二税の超過課税の延長と活用目的について
- 市町村における持続可能な行政サービスの提供に向けた取り組みについて
- 地域日本語教育の推進について
- 遠隔医療の推進について
- 在日米軍基地との連携について
- 東京2020大会を契機とした子どものころからのアスリート発掘・育成について
- 病児・病後児保育について
- 児童・生徒を虐待から守るための取り組みについて



県は広域自治体である故に、実際にサービスを行う市町村の支援や、市町村の意向を聞きながらの連携、下支え、という取り組み方が多くなりがちです。だからこそ、日頃より市町村とのコミュニケーションを絶やさずに、相互理解の下で継続的に問題の解決に取り組んでいくことが重要です。中長期的な視点もしっかりと持ち、県民ニーズの把握と、それを各市町村へ発信していくリーダーシップを県が発揮できるように議会活動を通して努力してまいります。ぜひ、皆様の地域の声や様々な疑問やお困りごとなどもお寄せください。地域の声を礎にして県政に取り組んでまいります。

「たかはし栄一郎」県政レポート 配布ボランティアを募集しています！

①たかはし栄一郎の県政レポートをご近所等にポスティング
配布して下さるボランティアの方

②広報掲示板をご自宅等に設置して下さる方
(大きさ:90cm×90cm)

* **ご協力頂ける方がいらっしゃいましたら
事務所までご連絡ください**



県政に対する皆様のご要望を
お待ちしております!!
↓ご意見ご要望はこちらまで↓
たかはし栄一郎事務所

TEL:045-337-1234

FAX:045-337-1243

✉: takahashi.eiichirou@sky.plala.or.jp